

我孫子市社会福祉施設感染症対策サービス継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、厳しい運営状況に置かれている社会福祉施設を支援するため、我孫子市社会福祉施設感染症対策サービス継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉施設 市内に所在する介護保険施設等又は障害福祉事業所をいう。
- (2) 介護保険施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設又は同法に基づき指定を受けて事業を実施する介護保険事業所をいう。
- (3) 障害福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき事業を実施し、又は千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱（昭和61年7月1日付け障第159号）に基づき補助金の交付を受けて事業を実施するものをいう。

(交付対象者等)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、社会福祉施設が実施した別表第1に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）のいずれかの事業について、平成31年4月から令和2年3月までの間に市が審査した当該事業に係る費用の額（以下「令和元年度費用額」という。）から同年4月から令和3年3月までの間に市が審査した当該事業に係る費用の額（以下「令和2年度費用額」という。）を減じて得た額（以下「減収

額」という。)が30万円以上となる社会福祉施設とする。

2 支援金の額は、減収額に応じ別表第2に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月1日から令和3年6月30日までの間に、廃止し、又は休止した社会福祉施設は、支援金の交付の対象としない。ただし、保健所長の指示その他の市長がやむを得ないと認める事由により廃止し、又は休止したときは、この限りでない。

(費用の額の算定方法)

第4条 前条第1項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 地域活動支援センター及び生活ホーム 我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則23号)第12条の規定により、市長が交付対象者に対して交付すべき額を確定した補助金の額

(2) 日中一時支援 交付対象者が市長に提出した日中一時支援委託料請求書に記載された請求金額に、当該請求に係る日中一時支援の利用の際に利用者が負担した額を加えて得た額

(3) 訪問入浴 交付対象者が市長に提出した在宅生活支援事業(訪問入浴サービス事業委託料)請求書に記載された請求金額に、当該請求書に記載された利用者負担額合計の額を加えて得た額

(4) 前3号に掲げるもの以外の交付対象事業 交付対象者が国民健康保険団体連合会へ請求した費用の審査後の総費用額(10割分)

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、我孫子市社会福祉施設感染症対策サービス継続支援金交付申請書(様式第1号)により、令和3年7月30日までに市長に申請しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、一の交付対象事業につき1回に限る。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市社会福祉施設感染症対策サービス継続支援金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、我孫子市社会福祉施設感染症対策サービス継続支援金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

社会福祉施設 の区分	交付対象事業
介護保険施設 等	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 居宅介護支援(介護予防支援) 通所介護 訪問介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護

	福祉用具貸与 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
障害福祉事業所	障害者支援施設 共同生活援助 生活介護 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労移行支援 計画相談支援 短期入所 地域活動支援センター 日中一時支援 訪問入浴 生活ホーム

別表第2（第3条関係）

減収額	支援金の額
30万円以上50万円未満	5万円
50万円以上100万円未満	10万円
100万円以上200万円未満	20万円
200万円以上300万円未満	30万円
300万円以上400万円未満	40万円
400万円以上500万円未満	50万円
500万円以上600万円未満	60万円
600万円以上700万円未満	70万円
700万円以上800万円未満	80万円
800万円以上900万円未満	90万円
900万円以上	100万円